

第7回認定 構造改革特区計画の概要(分野別)

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域の範囲	特区計画の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の内容	備考
1. 生活福祉関連								
1	北海道	北海道	小規模サテライト型障害者入所施設北海道特区	札幌市、小樽市、室蘭市、岩見沢市、苫小牧市、江別市、千歳市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市及び石狩市並びに北海道石狩郡当別町、虻田郡喜茂別町及び洞爺村、樺戸郡新十津川町、白老郡白老町、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村及び島牧郡島牧村の全域	身体・知的障害者入所施設について、地域移行を希望しているが直ちには移行できない者を対象に、市街地に設置した本体施設とは別の小規模施設での施設運営を可能とする。このことにより、地域の実情に応じた取組の選択肢を増やし、入所施設利用者の地域生活への移行を促進するとともに、入所施設の機能を地域生活支援へ転換し、ひいては「北海道障害者基本計画」の目標を達成することを目指す。	930	・サテライト型障害者施設の設置の容認	
2	北海道	北海道	選べる福祉サービス北海道特区	函館市、小樽市、釧路市、留萌市、江別市、恵庭市、伊達市、北広島市及び石狩市並びに北海道石狩郡当別町、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村、樺戸郡月形町、新十津川町、上川郡当麻町、上川町、剣淵町、空知郡中富良野町、虻田郡洞爺村、静内郡静内町、川上郡弟子屈町、白糠郡音別町の全域	障害者支援費制度による施設訓練等支援サービス等について、日単位で利用可能とするほか、事業者間の契約によって、一部のサービス提供を施設から他業者に委託できることとし、利用者の実情に即したサービス提供を可能とする。障害者の選択により、入所施設、通所施設及び居宅サービスを組み合わせることで利用できるよう選択肢を拡充することにより、入所施設から地域生活への移行を促進し、地域社会での自立生活の実現を、「北海道障害者基本計画」の目標を達成することを目指す。	925 926	・障害者の施設訓練等の支援費の日額算定 ・知的障害者の地域生活援助の支援費の日額算定	
3	北海道	新冠町	新冠町狂犬病予防特区	北海道新冠郡新冠町の全域	現在、都道府県知事が行っている、狂犬病予防員の任命、捕獲人の指定及び犬の抑留等について市町村長が行うことを可能とすることで、地域を網羅する狂犬病予防員の配置を実施し、野犬発生時における即時対応、及び未登録犬の解消、狂犬病予防接種の受診指導などの地域に根ざした動物指導等の活動を行う。これにより住民の安全・安心な生活の確保と飼養動物の適正な飼養が地域に根ざすことを目的とする。	927	・市町村による狂犬病予防員の任命	
4	青森県	三沢市	三沢市サテライト型居住施設特区	三沢市の全域	特別養護老人ホームの入所定員の一部を施設本体とは別の地域に分館として設置することにより、入居者が住み慣れた地域でのサービス展開を可能とし、また入居者とその家族及び地域住民との交流を促進することを目指す。これにより、当市が展開を予定する介護予防施策の拠点を拡大することが可能となり、地域に密着した高齢者福祉の充実をはかり、これによる地域活性化を図っていく。	928	・サテライト型特別養護老人ホームの設置の容認	
5	宮城県	宮城県	みやぎ地域生活支援サービス特区	角田市及び岩沼市並びに宮城県柴田郡大河原町、村田町及び柴田町の全域	日本一の福祉先進県づくりを目指す宮城県においては、「地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」を基本理念とするプランを策定し、その実現に向け取り組んでいる。知的障害者及び障害児についてこの基本理念を実現させるために、利用者の身近な所でデイサービスなどの多様なサービスを確保するとともに、高齢者等多様な利用者とのかかわりによるQOLの向上を図るものである。	906	・指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認	
6	栃木県	今市市	いまいちネットワークシステム特区	今市市の全域	平成16年度からNPO法人等による福祉有償運送事業が規制緩和されたが、車両が福祉車両に限定されているために、現在実施している2つのNPO法人を含めて、多くの社会福祉法人等において申請が難しい状況にある。そこで、福祉車両を必要としない移動制約者について、使用車両をセダン型等の一般車両にまで運用の拡大を行うことにより、介護保険の軽度の要介護者等の社会参加による重度化の予防、また、障害者本人の社会参加と介護者の就労機会の促進を図るものである。	1206(1216)	・NPOボランティア輸送によるセダンの使用	

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域の範囲	特区計画の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の内容	備考
7	千葉県	流山市	流山福祉輸送セダン特区	流山市の全域	<p>現行の福祉車両による輸送サービスは、車椅子等の補装具を利用する障害者には有用であるが、視覚・知的・内部障害者等の輸送については台数が不足し、十分な対応ができていない。また、身体的な衰えからの要介護認定者への介護予防のためにも、セダン型の一般車両の拡大が不可欠になっている。特例措置を活用し、セダン車による輸送を可能とすることで、既存の社会福祉法人やNPO法人等の活力を引き出すとともに、移動制約者が健康者と同じように移動できるような体制を維持し、流山市全域における福祉輸送サービスの活性化を目指す。</p>	1206(1216)	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	
8	東京都	練馬区	練馬区福祉有償運送特区	東京都練馬区の全域	<p>練馬区では、16年12月に道路運送法第80条第1項による許可に必要な福祉有償運送に係る運営協議会を設置し、NPO等によるボランティア輸送を実施する予定である。区内には人工透析患者等を対象にセダン型車両によりボランティア輸送を希望している団体が複数あり、区としてもその必要性を感じていることから、NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大し、移動困難者の外出支援を図る。</p>	1206(1216)	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	
9	東京都	稲城市	稲城市サテライト型居住施設特区	稲城市の全域	<p>特別養護老人ホームの1ユニット分程度を「サテライト型居住施設」として市街地に整備し、本体施設機能のバックアップを受けつつ、これに通所介護、訪問介護などの機能を付加することにより、施設の一部を小規模・多機能サービス拠点として整備する。この拠点整備を中核とし、誰にとっても住みやすい「介護のまちづくり」を進める。</p>	928	・サテライト型特別養護老人ホームの設置の容認	
10	東京都	西東京市	みんなので支える地域福祉特区	西東京市の全域	<p>高齢者・身体障害者のうちの移動制約者について、円滑な移動を支援するしくみの一つとして、使用する車両をセダン型車両へと拡大することにより、市民活動移動サービス団体の人材、スキル、車両等の地域の社会資源を有効に活用するとともに地域福祉サービスの充実を図る。</p>	1206(1216)	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	
11	神奈川県	神奈川県	神奈川県児童福祉施設調理特区	藤沢市の全域	<p>神奈川県では、県の総合計画である「神奈川力構想・プロジェクト51」において子どもの健やかな育ちを支える環境づくりを掲げている。食材の知識や調理に関して経験豊富な民間調理業者に児童養護施設の給食を委託できる特例を活用して、給食の質の向上を図るとともに、節減された経費により福祉職員の質・量を充実させることで、福祉サービスのさらなる向上を図る。</p>	908(912)	・児童福祉施設における調理業務担当者派遣の容認	
12	新潟県	長岡市	地域社会での暮らしを再構築する長岡市サテライト型居住施設推進特区	長岡市の全域	<p>既にある特別養護老人ホームから定員の一部をサテライト型居住施設に移し、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設として運営し、併せて短期入所生活介護事業、通所介護事業、配食サービス等の事業を展開する。また既存の本体施設においては、定員の減少により生じた空間を利用して個室化を図るなど、小規模生活単位型指定介護老人福祉施設への改修を促進する。このことにより、施設利用者とその家族及び地域住民との交流を育み、「地域での介護・地域での福祉」を推進していく。</p>	928	・サテライト型特別養護老人ホームの設置の容認	
13	新潟県	上越市	上越ボランティア輸送特区	上越市の全域	<p>障害者や高齢者を対象にした有償運送について、NPOや社会福祉法人が実施する場合は、車いすのまま乗車できる装置などを装備した車両に限り認められている。しかし、この装置は、高価であること、要介護認定者や身体・知的・精神障害者の中には必要でない人が多いことからNPO法人等の事業参入に支障をきたしている。このため、セダン型等の自家用車運送を可能にすることで、障害者や高齢者の移動制約者の行動範囲の拡大を図り、自立と社会参加の促進と地域で安心して生活できる環境整備を行う。</p>	1206(1216)	・NPOボランティア輸送によるセダン車の使用	

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域の範囲	特区計画の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の内容	備考
14	長野県	真田町	真田町地域分散型サテライト特区	長野県小県郡真田町の全域	高齢社会において、要介護者が住み慣れた地域で居住し、介護を受け地域での生活を継続していく重要性に鑑み、施設で介護を受ける高齢者が一箇所に集って介護を受けるのではなく、住み慣れた地域に分散し、人間としての権利が守られつつ家庭的な介護が受けられるよう施設整備を行う。既に特別養護老人ホームアザレアンさなだが進めている「地域分散型ケア」とあわせ、サテライト型居住施設、それに併設される短期入所施設及び宅老所を整備することで、現在検討中である「地域密着型サービス」の実現を図る。	928	・サテライト型特別養護老人ホームの設置の容認	
15	長野県	豊科町	豊科町障害者支援特区	長野県南安曇郡豊科町の全域	障害者の主体性、選択性を尊重する支援費制度の施行に伴い、デイサービス事業への期待は高まる反面、町内には利用できる施設は存在しない。障害のある人達が、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己表現できるよう、障害者のケアマネジメント体制の構築を図りつつ、障害者(児)による既存の指定通所介護事業所の利用を可能にすることにより、障害者(児)の地域での自立支援と社会経済活動への参加を図る。	906	・指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認	
16	岐阜県	大垣市	大垣市サテライト型特別養護老人ホーム設置特区	大垣市の全域	本体施設である特別養護老人ホームと密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営する個室・ユニットケア型のサテライト型特別養護老人ホームを整備する。このことにより、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できることとなるほか、サテライト施設を核とした福祉サービスを提供することにより、「一人ひとりのこころを大切に、誰もが安心して暮らせるまち大垣」の実現を目指す。	928	・サテライト型特別養護老人ホームの設置の容認	
17	三重県	三重県	三重県障害児者デイサービス推進特区	津市、四日市市、伊勢市、鈴鹿市、名張市、鳥羽市、熊野市、伊賀市、桑名市、松阪市及び亀山市並びに三重県桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菟野町、安芸郡安濃町、多気郡勢和村、度会郡玉城町、度会郡南島町、度会郡度会町、南牟婁郡紀和町及び度会郡大紀町の全域	県民しあわせプランにより、福祉サービスを必要とする人が、多様なサービスを自ら選び、利用しながら、住み慣れた地域において生活できることを目指している三重県において、近隣で知的障害者デイサービス事業を利用することが困難な知的障害者及び児童デイサービス事業を利用することが困難な障害児が、介護保険法による指定通所介護事業所、身体障害者福祉法による指定デイサービス事業所等を利用することにより、身近な場所でのサービスを可能とする。	906	・指定介護事業所等における障害児等のデイサービスの容認	
18	三重県	四日市市	四日市市特別養護老人ホーム地域展開推進特区	四日市市の全域	当市では、地域が主体的にまちづくりに取り組むことを支援し、高齢者が安心して生活を続けることができるよう、地域における福祉の充実に努めているが、介護を要する高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続していくためには、在宅サービスだけではなく、入所型の施設が不可欠である。そこで、既存の大規模な特別養護老人ホームから定員の一部を市街地に整備した小規模な特別養護老人ホームに移動することにより、地域での福祉の拠点とする。また、本体施設においては、定員の減少により確保されるスペースを活用して個室化及びユニットケアを推進し、入所者の生活環境の向上を図る。	928	・サテライト型特別養護老人ホームの設置の容認	
19	岡山県	新見市	地産で安心、新見の楽しい給食特区	新見市の全域	平成14年度に開設した公立新見保育所は、現在190名の定員で運営しているが、なお待機児童の解消が必要な状況である。このため平成17年度に保育所の増築を計画しているが、今後の児童数の増減に柔軟な対応を図ること等の観点から「給食の外部導入方式の容認事業」により、市内小中学校と同様に「学校給食センター」からの搬入を可能とし、増築経費(調理室)及び一括調理による調理コストの削減、安心な地元食材を利用した「地産地消」の促進等を図る。	920	・公立保育所における給食の外部搬入容認	
20	山口県	下関市	下関市特養サテライト特区	下関市の区域の一部(旧下関市)	既存の特別養護老人ホームの定員の一部をサテライト施設に移すことにより、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することを可能とする。また、定員の一部を外に出した本体の特別養護老人ホームには余裕が生じるため、個室・ユニットケア型への改修を行う。これらにより、下関市の「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」の目標の一つである、高齢者が精神的なゆとりと安らぎのある安心で安全な生活をおくることの実現を目指す。	928	・サテライト型特別養護老人ホームの設置の容認	

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域の範囲	特区計画の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の内容	備考
21	鹿児島県	薩摩川内市	薩摩川内市障害者福祉整備推進特区	薩摩川内市の全域	現在運営している児童デイサービス事業を、知的障害児通園施設及び児童デイサービス施設へ事業形態を変更するにあたり、老朽化、狭隘化している既存施設の整備計画を進めているところであるが、通園施設で必要となる給食を民間に委託できる特例を活用することにより、より質の高い給食サービスの提供を見込む。併せて、節減された経費により、福祉職員の質・量を充実させることで、療育の充実を図る。	909(917)	・肢体不自由児施設等における調理業務の外部委託の容認	
2. 教育関連								
1	埼玉県	さいたま市	さいたま市小中一貫「潤いの時間」教育特区	さいたま市の全域	国際社会において活躍するには、広い視野と柔軟な考え方をもち、さまざまな人々と協調しながらよりよく課題解決を図り、豊かな心とたくましい精神力で主体的に活動できる人材が求められている。そこで、小学校から系統的・継続的な小中一貫カリキュラムのもと「潤いの時間」(人間関係プログラム・英会話)を教育課程に新設し、スキル習得、コミュニケーション能力、豊かな人間関係作り能力及び国際社会をたくましく生き抜く能力などを育成する。	802	・特区研究開発学校の設置(教育課程の弾力化)	
2	東京都	杉並区	クリエイティブ教育推進特区	東京都杉並区の全域	杉並区は、70社以上のアニメ制作会社が存在する世界有数の集積地という地域特性を持ち、地元企業からは、アニメ制作に関わる高い専門性を持った人材の育成に対する強いニーズがある。このため、アニメ制作会社等への人材供給を目的として、アニメ制作及びコンテンツビジネスに関する専門的な教育・研究を行う2年制の専門職大学院の設置主体となることを認める。設置にあたっては、人材育成の実績やアニメ制作のノウハウを持つ教育産業(株式会社)の参入を図る。また、大学院と制作会社の連携等により、地域経済・産業活性化を図る。	816 821(801-1)	・学校設置会社による学校設置 ・校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置	
3	東京都	杉並区	小学校英語教育特区	東京都杉並区の全域	子どもたちが生きる21世紀は経済、文化等でグローバル化が一層進むようになる。本区においても外国人登録人口が増えるなど、国際化に対応した人材の育成が急務である。こうした社会を主体的に生き抜くために必要とされる英語による実践的なコミュニケーション能力を育成するために、小学校における英語教育を第1、2学年では17単位時間、第3学年以上は35単位時間実施する。なお、第1、2学年は時間数を増加し、第3学年以上は総合的な学習の時間から充てる。	802	・特区研究開発学校の設置(教育課程の弾力化)	
4	東京都	足立区	小中一貫教育による人間力育成特区	東京都足立区の全域	9年間を通して発達段階に応じた学習に取り組むことは、確かな学力を子どもたちに付けるとともに、小から中への進学に際するストレスの軽減にもなり不登校発生の予防ともなる。そこで、発達段階に応じた計画的・継続的な教科・生活指導を行うため、9年間のカリキュラム編成・標準授業時数の変更や教科担任制・選択授業の導入、国際理解・英語活動や体験学習を通じ人間力育成のための「国際コミュニケーション科」の創設等により、のびのびとした学校生活の中で、ひとり一人の個性・能力を伸ばし、発達段階に応じた指導を目指す。	802	・特区研究開発学校の設置(教育課程の弾力化)	
5	東京都	葛飾区	葛飾区幼稚園早期入園特区	東京都葛飾区の全域	少子化・核家族世帯の増加に伴い、特に若い世代の保護者層には育児に対する不安とともに、早期からの幼児教育等の要望など、さまざまなニーズが要望されている。そこで、幼稚園の入園要件を満3歳に達する年度の年度当初からとすることにより、幼児が早期に集団生活を体験し、自我の育成に適した環境を提供するとともに、幼稚園教育カリキュラムによる必要な知識の早期取得や幼児の心身の健全な発達を醸成する。また、保護者の育児負担を解消するとともに、育児不安の問題も知識の豊富な幼稚園とのかかわりの中で解消する。	806	・三歳未満児の幼稚園入園の容認	

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域の範囲	特区計画の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の内容	備考
6	大阪府	箕面市	箕面市きめ細やかな教育特区	箕面市の全域	市単費教員を採用することにより、幼稚園から小学校へ入学する小学校1年生に対して、少人数学級(30人規模)を編成する。このことにより、小学校における学習の進め方や、基本的な生活習慣、人間関係や学校生活のルールを丁寧に指導することがより一層可能となり、「個に応じた指導」の充実を図り、6年間の小学校生活をより豊かなものにしていく。	810	・市町村負担教職員任用の容認	
7	兵庫県	稲美町	稲美町すくすく教育特区	兵庫県加古郡稲美町の全域	小学校の2～3年の低学年で町費負担の常勤講師を特例により任用して、1学級35名程度を上限とする少人数学級を編成し、低学年のうちに一人ひとりの児童に対して、個に応じたきめ細かな指導を行うことにより、児童の心の安定を図り、基礎・基本の充実に裏打ちされた確かな学力と望ましい生活習慣の確立を目指し、稲美町の将来を担う子供たちが健やかにたくましく成長していける基盤づくりを図る。	810	・市町村負担教職員任用の容認	
8	福岡県	瀬田町	「教育のまち瀬田」特区	福岡県嘉穂郡瀬田町の全域	町費負担教職員の採用により、小・中学校における20人学級編成に向けた少人数指導を段階的に実施し、きめ細かな学習指導や生活指導を行うとともに、小学校に英語科を創設し、英語教育の充実及び自己実現を図るためのキャリア教育を小中一貫したカリキュラムで効果的に実施する。これにより「確かな力と豊かな心」をもち、自立し、社会に貢献し、自己実現を図る瀬田の子どもの育成を図る。	802 810	・特区研究開発学校の設置(教育課程の弾力化) ・市町村負担教職員任用の容認	
9	長崎県	長崎市	長崎市夜間大学院留学生受け入れ特区	長崎市の全域	長崎大学大学院経済学研究科において、外国人留学生が専ら夜間通学して教育を受けられるようにするため、夜間大学院における留学生受け入れの特例措置により、本コースへの入学を可能とする。これにより、優秀な留学生と日本人学生との「知の出会い」の創出による国際性の醸成及び異文化の相互理解等が促進されるとともに、組織リーダーの育成及び強固な国際ネットワークの構築による魅力あふれる国際都市づくりへの機能強化が図られる。	508	・夜間大学院における留学生の受け入れ	
10	大分県	挾間町	挾間町人づくり推進特区	大分県大分郡挾間町の全域	地域に根ざす人材活用で「挾間町の人づくり」の推進、町の文化を再発見・再構築していくために、小学校2年生の少人数学級編成を町費負担教職員任用事業で実施する。 挾間町のさらなる活性化を目指し、地域を愛し、将来地域に貢献する子どもの育成、道徳性や社会的マナーの定着、セルフコントロールや自己と集団との関わりについて理解を深め、適正に自己表現でき、基礎基本を確実に身に付け自己表現できる子どもの育成、郷土愛の涵養並びに倫理性、社会性の深化、充実、そして発展をさせていくことを目指す。	810	・市町村負担教職員任用の容認	
11	鹿児島県	鹿屋市	かのや英語大好き特区	鹿屋市の全域	特定の小学校を小学校英語の推進校として指定し、教育課程の編成や教材・教具等の指導法の開発をとおして、小学校英語教育の推進を図る。そのため、英語に堪能な市費負担の常勤講師を配置する。また、他の小学校は、研究指定により、学校の実態に応じて、実践的に英語の学習活動に取り組めるようにする。	802 810	・特区研究開発学校の設置(教育課程の弾力化) ・市町村負担教職員任用の容認	
12	その他 (宮城県、高知県)	大郷町、北川村	地域個性を活かした未来人材育成特区	宮城県黒川郡大郷町及び高知県安芸郡北川村の全域	大郷町及び北川村は環境エネルギーに関して将来にわたって共通する施策をもつ。したがって、100年後の新しいエネルギーと新しい環境のシステムを展望しうるような環境エネルギーを専門とする株式会社が設立する大学を誘致したいと考える。当該地域の歴史、文化、風土、そして産業の継続などの地域個性を傳承しうる教育をも組み込むとともに、即戦かつ実践的な教育人材育成による人材育成を期待するものである。	816 821(801-1)	・学校設置会社による学校設置 ・校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置	

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域の範囲	特区計画の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の内容	備考
3. 農業関連								
1	山形県	遊佐町	食料自給率向上特区	山形県飽海郡遊佐町の全域	農業は地域の基幹産業であるが、米の需要は低下し水稲生産の生産調整が長期に実施されてきた。耕作放棄されそうな農地を借り受けて飼料用米の生産を行う主体として、消費者の理解を得て設立されたNPO法人が参加することにより、水田の多面的機能を維持すると同時に飼料穀物の自給率向上を図るために、飼料用米の生産を振興し、養豚業者・生協団体との協同による国内産飼料と豚肉の生産を行い、農業生産拡大による地域活性化を図る。	1001	・農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参加の容認	持続的協働食料生産計画(同時認定)
2	茨城県	つくば市	万葉の里つくばめぐり特区	つくば市の全域	つくば市の農業は高齢化、担い手不足等による耕作放棄地が年々増加する傾向にある。市では、認定農業者を中心とした担い手の確保に取り組んでいるが、今回、新たな担い手の確保を目的として、構造改革特別区域の特例措置を適用することによって、農業生産法人以外の法人が農業へ参加できるようにするものである。農外からの参加によって新たな担い手の確保が図られ、担い手不足による農地の遊休化を防止するとともに、企業的な経営感覚により農地の持つ多面的機能の維持と、地域農業の活性化を図る。	1001	・農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参加の容認	
3	新潟県	長岡市	ながおか「活き活き集落づくり」特区	長岡市の区域の一部	都市農村交流の促進や交流機会の充実を通じて、多様で、かつ新たな農業・農村の担い手づくりを進め、地域資源の保全と活用を促進、地域経営の多様化につなげ、農業・農村の活性化を実現する。 このため、中山間地域や市街地周辺の介在農地等、遊休化や放棄化の進行が懸念される農地の多面的な利用を促すこととして、特定法人等の農業参加機会の拡大、市民農園の開設等を図る。	1001 1002	・農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参加の容認 ・市民農園の開設者の範囲の拡大	
4	長野県	大田市	大田市どぶろく特区	大田市の全域	大田市の基幹産業である観光関連産業は、長引く景気低迷や観光ニーズの多様化等による観光客の減少と共に低迷していることから、新たな誘客施策が必要となってきている。このため、特区を活用した濁酒の製造・提供を行うことによる新たな農業体験や地場産品メニューの開発による誘客を行うことで交流人口の増加と産業振興を図る。	707	・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和	
5	静岡県	浜松市	元気なはままつ農業特区	浜松市の区域の一部(農業振興地域内の農用地区域)	本市の農業を取り巻く環境は、都市化の進展・農業従事者の高齢化や担い手の不足に伴い、遊休農地が拡大している。近年は、農産物に対し安全性や新鮮さを求める消費者の増加などにより、「地産地消」や「環境保全型農業」への関心も高まっている。新しい担い手の参加による農業就業形態の多様化と併せ、物作り産業などの異業種からの農業への参加を活かした新しい農業形態により、地元で作った安心・安全な農産物を地元で加工・販売・消費する「地産地消」や「環境保全型農業」を取り組む都市型農業により浜松農業の活性化を目指す。	1001	・農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参加の容認	
6	大阪府	大阪府、岸和田市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、和泉市、大阪狭山市、島本町、豊能町	大阪をたがやそう特区	岸和田市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、和泉市及び大阪狭山市並びに大阪府三島郡島本町及び豊能郡豊能町の全域	大阪の農業は担い手の高齢化、後継者不足などの課題がある一方で、農業に参画したいという府民ニーズが高まっている。このような中、農業関係者と府民、行政、関係団体が協働・連携し、府民による農業や自然資源の保全活動への参加を促進することが重要になっている。そのため、「大阪をたがやそう特区」として、特にニーズの高い地域などについて、特定農地の貸付や下限面積要件の緩和措置を講ずることにより、農業振興はもとより、都市住民や高齢者の生きがい・余暇活用の推進を目指す。	1002 1006	・市民農園の開設者の範囲の拡大 ・農地取得後の農地下限面積要件の緩和	

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域の範囲	特区計画の概要	規制の特例 措置の番号	規制の特例措置の内容	備考
7	兵庫県	神崎町	楽農・田舎人 特区	兵庫県神崎郡神崎 町の区域の一部(新 田地区、作畑地区、 大畑地区、越知地 区、岩屋地区、猪篠 地区)	中山間に位置する神崎町では、町が主体となり 都市農村交流の施設としてグリーンエコ-笠形、 新田ふるさと村、ヨーデルの森、桜華園等を整備 し、四季折々の自然を通じて都市住民との交流 を深め、年間40万人以上の入り込み者を迎える ようになった。 地域住民が主体となり、農地取得面積の下限 の緩和、市民農園の整備、農家民宿の拡充、廃 校舎利用の山村留学センターの設置、ワーキン グホリデーの実施等により、交流から定住、帰農 に向けた新たなグリーンツーリズム活動に取り組 む。	1006	・農地取得後の農地下限面積要件の緩和	
8	奈良県	奈良県、香 芝市	香芝市農地利 活用支援特区	香芝市の全域	本計画区域は大阪大都市圏に近接しているこ とから、昭和40年代以降都市化が進み、「田園住 宅都市」として発達した。農村部では、都市住民 を対象にした朝市・直売所の運営など、都市農村 交流型農業が定着しつつある一方、混住化と兼 業化が進み、農業就業人口の高齢化等により担 い手が不足し、遊休農地も急速に増加している。 このため、特区において農地取得の下限面積要 件を緩和し、都市住民等の農業参入を促進し、 多様な担い手の育成を進め、遊休農地の解消、 地域農業の活性化とさらには地域全体の活性化 を図る。	1006	・農地取得後の農地下限面積要件の緩和	
9	奈良県	奈良県、河 合町	かわい・水の まほろば創生 特区	奈良県北葛城郡河 合町の全域	本計画区域は大阪大都市圏に近接しているこ とから、昭和40年代後半以降都市化が進み、混 住化と兼業化が進んでいる。農業面では、数少 ない専業農家がブドウ栽培により集約的な収益 性の高い農業生産を営み、都市農村交流にも取 り組んでいる。一方、農業就業人口の高齢化等 により担い手が不足し、遊休農地も急速に増加 している。このため、特区において農地取得の 下限面積要件を緩和し、都市住民等の農業参入 を促進し、多様な担い手の育成を進め、遊休農 地の解消、地域農業の活性化とさらには地域全 体の活性化を図る。	1006	・農地取得後の農地下限面積要件の緩和	
10	奈良県	奈良県、大 淀町	大淀農地活 用・新規就農 支援特区	奈良県吉野郡大淀 町の全域	本計画区域は都市化が進む一方、一部では中 山間地域の性格を有している。農業面では、ナシ 等特産品栽培により集約的な収益性の高い農業 生産を営み、「中山間地域等直接支払制度」の 導入により中山間での農業生産活動等の維持に 努めている。しかし、農業就業人口の高齢化等 により担い手が不足し、遊休農地も急速に増加 している。このため、特区において農地取得の 下限面積要件を緩和し、都市住民等の農業参入 を促進し、多様な担い手の育成を進め、遊休農 地の解消、地域農業の活性化とさらには地域全 体の活性化を図る。	1006	・農地取得後の農地下限面積要件の緩和	
11	島根県	益田市	第二の故郷ま すだでお百姓 さん農業特区	益田市の区域の一 部	本市の中山間地域では高齢化が進み、地域内 の市民による努力だけでは近い将来農地が荒廃 することが予想される。 そこで、特定区域の農地を、地域外の農家以外 の人や、近隣の広島市などからの参加を積極的 に進め、近年、中高年齢層に人気のある山歩き と野菜づくり、炭焼きなどを手軽にできる地域とし て、積極的にPRし、都市との交流を盛んに行 い、益田市の歴史と文化観光と特色のある農業 の融合によって、多くの観光客や農業体験者を 集め、農業経営の安定化と農地保全の増進や中 山間地域の活性化を図る。	1002	・市民農園の開設者の範囲の拡大	
12	福岡県	久留米市	久留米カブ トムシ特区	久留米市の区域の 一部	本市の酪農家は、20年以上の永年に亘りカブ トムシを全国の学校等に寄贈し、学童の情操教 育の一助となってきたが、家畜排せつ物の完全 施行に伴い管理施設外に保管した堆肥を利用 したカトムシの飼育ができなくなる見込とな った。そこで、家畜排せつ物を利用した昆虫飼育事 業の特例を活用して、環境影響に配慮しながら 堆肥を使った昆虫飼育を可能とすることにより、 カトムシの無償配布を継続し、児童の自然へ の関心の醸成、地域が一体となった青少年健全 育成、カトムシを通じた都市と農村の交流を推 進する。	1008	・家畜排せつ物を利用した昆虫飼育の容認	

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域の範囲	特区計画の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の内容	備考
4. 幼保連携・一体化推進関連								
1	北海道	下川町	下川町安心子育て特区	北海道上川郡下川町の全域	<p>現在町内には、公立の保育所と幼稚園があるが、共働き世帯の増加や女性の社会進出により、保育所は定員を超え、幼稚園は大きく定員割れの状態にある。また両施設の老朽化や、就学前児童の合同平等保育を求める住民ニーズが多いことから、幼稚園を廃止し、平成18年4月オープンをめざし保育所(幼児センター)の施設整備を進めている。</p> <p>当施設において私的契約児を含めた定員設定を行い、合同平等保育や様々な子育て支援の充実を図ることにより、子育てと仕事の両立支援、さらに地域の雇用促進を図る。</p>	913	・保育所における私的契約児の弾力的な受け入れの容認	
2	宮城県	多賀城市	多賀城市幼稚園早期入園特区	多賀城市の全域	<p>本市は都市化の進行に伴い、幼児が安心して遊ぶことができる場所が減少しており、また、少子化や核家族化の進行に伴い、幼児が他の幼児と接する機会が減少していることは、幼児の心身の健全な成長に少なからず影響を及ぼしていると思われる。特例措置の活用によりこれら問題の緩和を図るとともに幼児を預けることができる施設が増加することにより、母親が就労しやすい環境を構築し、幼稚園教職員の配置見直しに伴い、新規雇用が発生する可能性もあるため、地域経済へのプラス効果も期待できる。</p>	806	・三歳未満児の幼稚園入園の容認	
3	宮城県	金成町	のびのび子ども(わらすこ)特区	宮城県栗原郡金成町の全域	<p>本町では、少子化等の進行により同年齢の子ども同士のふれあう機会が減少し、幼児の社会性などが育ちにくくなっている。このため、幼稚園保育所の共用化施設の整備と併せて、現在の幼稚園1年保育、保育所の1歳6ヶ月以上児の受入から、幼稚園の3年保育、保育所の1歳未満児の受入へと拡大するとともに、幼稚園児・保育所児の合同活動事業を通じて、保護者の環境にかかわらず、同年齢の幼児が分け隔てなく活動できるようにすることで、地域の子どもたちの育ちの保障をし、ともに生きる社会を築いていく。</p>	807 914	・幼稚園児と保育所児の合同活動	
4	山形県	金山町	保育所・学校での一貫教育を通じた金山人づくり特区	山形県最上郡金山町の全域	<p>当町では現在公立の保育所で独自調理による給食、公立の小中学校5校の給食は共同調理場で調理して学校に運搬するという方法をとっているが、給食に関しては町の方針である幼児期からの一貫教育に必ずしもそぐわない面もある。こうしたことから、保育所の給食を共同調理場で調理して搬入することにより、同一メニューによる栄養と健康また食材の生産などについて一貫した教育を目指すとともに、園児・児童生徒の保護者などが生産する地場産物の地場消費(地産地消)を進めつつ基幹産業である農業の活性化につなげる。</p>	920	・公立保育所における給食の外部搬入容認	
5	群馬県	倉渕村	明日から同じクラスのおもだちになる特区	群馬県群馬郡倉渕村の全域	<p>過疎化による急速な少子化、女性の社会進出等に伴う保育ニーズの多様化により、今まで1園しかなかった倉渕幼稚園の余裕施設を活用して保育所を併設し、平成16年6月から運営を行ってきた。今後、出生数が1年間に20人を下回る状況の中で、既存の幼稚園・保育所を包括して「仮称：くらぶちこども園」とし、制度上の理由によりこども達を区別することなく、共通年齢である3歳以上児については、同一の保育室において同一のクラス編成のもと、合同活動を行うことにより、集団性を確保し、幼児の社会性・創造性の涵養を図る。</p>	807 914	・幼稚園児と保育所児の合同活動	
6	大分県	九重町	九重町幼保一体的運営特区	大分県玖珠郡九重町の全域	<p>当町では、少子化等を背景とした就学前の児童の減少及び家庭や地域における養育機能、教育力の低下が課題となっている。そこで、新しい子育てや支援策のあり方を検討する中で、既存施設の枠を越えて、幼保の一体的な保育・教育を行うために、町立幼稚園を「子ども園」と改称し、保育所児と幼稚園児の4歳児及び5歳児の合同活動や就学前のカリキュラム等の整合性の確保を図り、充実した子育てと多岐にわたる就学前教育の取組みを図る。また、保育の実施に係る事務を教育委員会に委任し、保育所と幼稚園に係る事務の平準化を図る。</p>	807 916	・幼稚園における幼稚園児と保育所児の合同活動 ・保育事務の教育委員会への委任	

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域の範囲	特区計画の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の内容	備考
5. 産業活性化関連								
1	青森県	東通村	東通村ふるさと再生特区	青森県下北郡東通村の全域	当村は豊かな自然を背景として、農林水産業の村として発展してきた。また、地元産業と伝統文化の融合による活力ある村づくりを推進しているところであるが、更に村が発展するために、地元農林水産業から生み出される新鮮な食材や伝統文化、観光資源を融合したグリーンツーリズムを推進し、産業や地域の活性化に資するものである。	707	・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和	
2	群馬県	前橋市	前橋競輪にぎわい特区	前橋市の区域の一部	本市競輪事業は昭和25年に戦災復興を目的に開設され、平成2年には、最大収容人員20000人を誇る全国初の全天候型ドーム競輪場「グリーンドーム前橋」を建設した。しかしながら、パブル崩壊後の長引く景気低迷により、売上額・入場者数ともに低下の一途をたどり、歯止めがかからないため、入場料無料化により、新規ファンの開拓・獲得など競輪事業の活性化を図るだけでなく、周辺商店街や関係交通機関の活性化を資する。	1140	・競輪場の入場料の無料化	
3	福井県	福井市	来てみて福井けいりん特区	福井市の全域	競輪事業の収益は、機械産業の振興や福祉の増進に大きく貢献してきたが、長引く景気の低迷やファン層の高齢化、娯楽ニーズの多様化等により、車券売上は右肩下りの傾向が続いている。福井市は、新階式の導入等による新規ファン拡大対策や、場外車券発売日数の拡大、さらには施設のリニューアル整備などに積極的に取り組んでいるが、抜本的な活性化対策には至っていない。 このため、自転車競技法等の規制を緩和し入場しやすい環境づくりを行い、車券売上額の増加を図るなど、競輪事業を活性化する。	1140	・競輪場の入場料の無料化	
4	大阪府	東大阪市	東大阪市モノづくり再生特区	東大阪市の区域の一部(工業再配置促進法第二条第一項に規定する移転促進地域)	「モノづくりのまち」東大阪は、基盤的技術産業を中心に多種多様な製造業が集積し、我が国のモノづくりを支えているまちである。しかし、昭和47年に都市から地方への工場移転を目的に制定された「工業再配置促進法」において、今なお本市の一部が「移転促進地域」として指定されていることから、その指定を除外し、基盤的技術産業集積の維持発展を図るとともに、本市が、今後とも我が国製造業が国際競争力のある高付加価値製品を作り出すための苗床としての機能的役割を果たし、地域産業・経済を再生する。	1141	・移転促進地域からの除外による事業者の交流連携の促進	
5	兵庫県	尼崎市	ものづくりのまち「あまがさき」再生特区	尼崎市の区域の一部(工業再配置促進法第二条第一項に規定する移転促進地域)	産業都市として発展してきた尼崎市は、事業所の過度の流出により、まちの活力に大きな影響を及ぼしている。このため本市域の工業再配置促進法の移転促進地域からの除外を実現し、ものづくりのまちとしての再生に向けて、既存のものづくり産業の高度化や新事業展開への支援、国内外企業の新規立地促進、企業間交流の促進等による地域産業の活性や雇用の創出を通じて、まちの活力再生を図る。	1141	・移転促進地域からの除外による事業者の交流連携の促進	
6	長崎県	佐世保市	佐世保市・中国ウエルカム学術研究交流特区	佐世保市の全域	本市では、近年、少子高齢化という大きな問題はもとより、地域経済の低迷が主な要因となって、地域の個性や活力が著しく低下している。このため、現在の中国経済の発展がもたらす波及効果を求め、中国との結び付きが強く、かつ地域特性(国際観光・情報通信・海洋技術)に応じた学術研究交流を行っている学術研究機関が集積しているという利点を生かしつつ、外国人研究者の受入れ促進を図るための特例措置を活用しながら「中国をパートナーとする学術研究交流の拠点都市」を形成する。その一連の過程で、実質的な経済交流を促し、地域の活性化・雇用の創出をめざす。	501502503 504	・外国人研究者の受入れ促進 ・外国人の入国、在留申請の優先処理	

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域の範囲	特区計画の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の内容	備考
6. まちづくり関連								
1	青森県	十和田市	十和田市中心市街地にぎわい特区	十和田市の区域の一部(中心市街地)	整然とした格子状の街並みを誇り、近代都市計画のルーツといわれている十和田市の中心市街地は、空き地の増加に伴う景観悪化が懸念されるとともに、中心商店街の地盤沈下が進むなど、空洞化が顕著になっている。この様な現象に歯止めをかけ活気を取り戻すため、現状の交通規制の見直し等による路上空間の有効利用を通じ、まちを使用したイベントの充実を図るとともに、都市景観への付加価値を生み出す施策を展開しながら、魅力的な空間を創造することで、賑わいの創出、民間投資の誘発等を図り、中心市街地の活性化をめざすものである。	102	・地域参加型のまちづくり計画に基づく交通規制の実施	
2	岐阜県	岐阜市	岐阜市 人と地球にやさしい公共交通利用促進特区	岐阜市の区域の一部(一般国道21号、156号及び主要地方道岐阜環状線に囲まれた市街地と岐阜大学周辺を結ぶ地区)	岐阜市は自動車依存度が極めて高く、交通渋滞、公共交通の衰退、中心市街地の空洞化、環境問題等が顕在化している。これら課題に対応するためには、バスやタクシー等公共交通を都市の装置として位置づけ、公共交通の走行・利用環境整備、ネットワーク化を推進し、利便性の高い公共交通の実現を図っていく必要がある。今回地域参加型の協議会を設立し、協議会が策定した公共交通機関等の利用促進のための計画に基づき警察が交通規制を実施することで、公共交通への転換・意識高揚が図られ、本市の抱える問題解決に繋がる。	104	・地域参加型の公共交通利用促進計画に基づく交通規制の実施	
3	大阪府	大阪府、吹田市、寝屋川市	大阪元気コミュニティ創造特区	吹田市及び寝屋川市の全域	地域通貨は、金銭ではやりとりにくい「見守り」や「声かけ」といったコミュニティには欠かせない活動に対して、目に見える形で「ありがとう」の気持ちを伝えやりとりする機能があり、地域コミュニティ活動を推進する上で有効な手段である。このような中、地域通貨を発行するNPO法人等が取り組みやすいように法令で規定する資本要件を撤廃し、地域通貨の発行にかかる手続きやコストの軽減を図る。これにより、NPO法人等による地域通貨の取組みがさらに活発化し、住民のコミュニティ活動への参加や住民同士のふれあう機会の増加など、元気コミュニティを創造する基盤が整備される。	302	・「地域通貨」を発行するNPO等への事前登録要件の緩和	
4	広島県	竹原市	瀬戸内に輝く竹原自然・まちなみ再生特区	竹原市の区域の一部(竹原市本町、高崎町阿波島、忠海町)	国の伝統的建造物群保存地区である町並み保存地区における空家対策として、NPO等による空き家情報提供等を実施すること及び本市域内の瀬戸内海国立公園における自然環境を活かしたイベント等の実施にあたり、国の特例措置を活用することにより空き家の解消及び催し等の容易化を図りながら、地域資源を活用したツーリズムによる活性化の実現に取り組む。	1215 1301・1302	・過疎地におけるNPO等による空き家情報の提供 ・国立・国定公園の特別区域におけるイベントの容易化	竹原にぎわい観光再生計画(同時認定)
5	福岡県	北九州市	北九州市地域通貨特区	北九州市の全域	少子高齢化の進展、住民意識の希薄化などによるコミュニティの弱体化と流通構造の変化による既存商店街の衰退に対し、本市では地域通貨を活用したまちづくりによる解決に取り組んでいる。このような中、地域通貨の通貨印刷回数が減ることによる発行コストの低減や地域通貨の有効期間が延長されることによる利用者の利便性の向上が図られることにより、地域通貨発行主体より安定した事業展開が可能となり、地域コミュニティ活動及びボランティア活動の活発化、さらには地域経済の活性化が期待される。	302	・「地域通貨」を発行するNPO等への事前登録要件の緩和	
7. 都市農村交流関連								
1	秋田県	北秋田市	阿仁マタギ特区	北秋田市の区域の一部(旧阿仁町)	過疎化、高齢化に伴う山村地域の衰退は担い手不足により、日本の原風景を形成してきた農業文化、採集文化(狩猟を含む)が急速に衰退し、そこで行われてきた地域経済を停滞させている。そこで、地域特有の資源を生かした、エコツーリズム、グリーンツーリズムを推進することで、観光交流人口を増大させることにより、山村地域における地域経済、農業文化、採集文化の再生を目指す。	707 1001 1006	・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和 ・農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認 ・農地取得後の農地下限面積要件の緩和	3月22日 合併予定 阿仁町 北秋田市

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域の範囲	特区計画の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の内容	備考
2	山形県	尾花沢市	雪国再生特区	尾花沢市の全域	尾花沢市は「人と自然がおりなすふれあいの里」を将来像に、雪との共生の中で培った暮らしの知恵と自然の資源を有効に活用し、明るい雪国生活を目指したまちづくりを進めている。基幹産業を農業としながらも、観光と融した新たな農業へと転換することが不可欠であるとの認識の下、地域資源と雪国らしいもてなしの心を新たな観光交流の目玉として有効活用することで、都市と農村の交流人口を増加し、観光産業や人々の心にも活力を生み出し、新たな起業化の促進と、明るく活きいきした雪国の再生を目指す。	707 1001	・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和 ・農地貸付方式による株式会社等の農業経営への参入の容認	
3	福島県	飯館村	大いなる田舎・までいライフいたて推進特区	福島県相馬郡飯館村の全域	都市との交流人口増による新たな産業の育成を図り活力ある農村地域の再生を目指すため、グリーンツーリズムを推進する。拠点となる農家民宿や農家レストランの自発的な立ちあげを支援するとともに、特定農業者による昔から伝わる郷土食や濁酒(どぶろく)の提供、地産農産物の加工、農業体験の受入など、農村の持つ多面的な価値を発掘・再発見し、心を込めて、手間暇惜みず、時間をかけて熟成される「までいな暮らし」を創造、推進する。	707	・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和	
4	新潟県	湯沢町	湯沢温泉とぶろく特区	新潟県南魚沼郡湯沢町の全域	スキーと温泉を中心とした観光地として歩んできた湯沢町は、テニスコートやレジャープール等のスポーツ施設を充実させ、夏場の誘客対策にも積極的に取り組んでいる。観光の目的と行動形態が大きく変化する中で、時代の求める「安らぎとふれあい」に対応するため各種の体験事業も実施している。更なるお客様の満足度の向上を図るため、特定農業者による自家製濁酒を製造し地元食材と共に提供し、心のかもったサービス提供と相互理解と交流により、いつでも訪れたい町にしていく。これにより農家の意欲の向上と地域の活性化を目指す。	707	・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和	
5	新潟県	朝日村	朝日村活性化特区	新潟県岩船郡朝日村の全域	少子高齢化、若者の村外流出などで地域社会の活力が低下し、その維持機能等が懸念されている。このような状況の中で当村の最奥地の山間地域の農業者が都市との交流人口増に活路を求め、廃校になった小学校を改築し、食堂をオープンした。食材は地元産の農水産物、ソバ、山菜等である。中山間地域の活性化には、農林水産資源の活用が最も重要な課題であり、農業者が基幹となる米を活用した特産品(濁酒)を生産し、食堂で郷土料理の一品として観光客に提供し、活力ある農村地域の再生を目指す。	707	・農家民宿等における濁酒の製造免許の要件緩和	
8. 環境・新エネルギー関連								
1	北海道	札幌市	風を感じる北のまちづくり・札幌カーシェアリング特区	札幌市の全域	「CO2削減アクションプログラム」を策定し環境対策を推進している札幌市において、自動車の"所有"から"共有"という「脱マイカー」の発想をもとにカーシェアリング事業を行うことにより、環境にやさしい新しいコミュニティづくりを進める。これにより、地球の温暖化防止・CO2削減、交通渋滞の緩和、土地の有効利用促進など、都市の環境問題解決を目指す。利用者の観点では、低公害車・エコドライブなどへの認識が深まり、車所有に要したコストの削減は新たな経済活動につながる。また、車の共有を通じた地域の新しいコミュニケーション、新しいビジネス展開の可能性が期待される。	1217	・無人の自動車貸し出し(レンタカー型カーシェアリング)	
2	長野県	長門町	ながと有害鳥獣被害防止特区	長野県小県郡長門町の全域	長門町は中山間地域に位置し、高齢化・過疎化による担い手の減少が進むなかで荒廃遊休農地が増大している。農地の流動化や新たな担い手の確保などによる農地の保全が課題であるが、近年の有害鳥獣による農作物被害の増大が農業収益の減少のみならず営農意欲をも減退させている。そこで、有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業を活用して、狩猟免許保持者を中心に農業者自らが鳥獣被害対策に乗り出すことにより収益の安定、さらには地域の活性化を目指すものである。	1303	・有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者の容認	

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域の範囲	特区計画の概要	規制の特例措置の番号	規制の特例措置の内容	備考
3	福岡県	福岡県、福岡市	福岡水素利用技術研究開発特区	福岡市の区域の一部	水素関連研究の激しい世界競争の中、文部科学省の21世紀COEプログラムにおいて、水素利用技術の研究開発が全国で唯一採択された九州大学を中心に、県内に集積する燃料電池自動車の生産拠点となりうる自動車産業や副生水素を発生する鉄鋼業等の産学官連携による「福岡水素エネルギー戦略会議」を創設し、安全で環境に優しい水素社会の実現を先導する地域の形成を図っており、研究開発で使用する実験容器等に適用される「高圧ガス保安法」の規制緩和を受けるとともに、研究開発の加速化を図り、水素社会の早期実現をめざす。	1129-2	・高圧ガス設備の技術上の基準の変更	
9. 国際物流関連								
1	長野県	長野県	信州国際物流特区	上田市、伊那市、駒ヶ根市及び東御市並びに長野県上伊那郡南箕輪村の全域	経済のグローバル化の進展、国際競争力の激化など企業環境が変化する中で、電気機械産業を中心とする県内製造業は受注環境が厳しく、産業の空洞化が問題となっている。このため、県内製造業の国際競争力を高めることが不可欠であることから、製造業が集積した地域に保税蔵置場の設置を可能にし、国際物流の拠点を整備する。この結果、国際物流分野への新規参入が促進されるとともに、製造・物流コストの低減により県内製造業の国際競争力の強化が図られる。	706	・保税蔵置場設置基準の弾力化	
2	沖縄県	那覇港管理組合	那覇港国際物流特区	那覇港新港ふ頭地区9号及び10号公共国際コンテナターミナル	那覇港新港ふ頭地区9号及び10号公共コンテナターミナル(岸壁、ヤード、荷役機械等)を一体的に長期貸付し効率的に運営を行なう民間事業者を日本国内外より公募し、その民間事業者が有する運営能力、技術的能力等を活用して一体的にターミナルの整備運営を行うことにより、本コンテナターミナルの整備促進及び利用効率の向上を図り、国際競争力を高め、国際コンテナ貨物量の増大、ひいては上記の効果により海上運賃が低減されることによる沖縄県への産業立地が促進され、沖縄県経済の発展及び雇用の拡大に寄与することを企図するものである。	1203	・特定埠頭の運営効率化	
10. 産学連携関連								
1	埼玉県	埼玉県、和光市	国際研究開発・産業創出特区	和光市の全域	県内産業が国内外の厳しい競争に打ち勝つためには、独自性を高め、付加価値の高い新技術・新製品の開発など、新事業・新分野への進出が必要になっている。 そこで、外国人研究者受入れ促進を図る規制の特例措置を活用することにより、当該区域に立地する高い国際性を有する研究機関の研究活動を促進して、その成果を活かした事業活動を当該区域内及び県内に展開するため、研究機関と県内産業との交流促進等に取り組み、新技術・新産業の創出を図る。	501502503 504	・外国人研究者の受入れ促進 ・外国人の入国、在留申請の優先処理	
11. IT関連								
1	宮城県	宮城県	みやぎIT人材すくすく特区	宮城県の全域	本県は、第三次産業の就業の割合が全国的に見ても高く、特に情報・通信分野でのIT人材へのニーズが強く、質・量ともに充実したIT人材が求められている。そのため、各種政策の中でもIT人材育成を最も重要な基盤として注力し、初中級レベルから高度技術者まで広範に体系化を図りながら推進している。今回申請する特区計画を実施することにより、更にIT人材の裾野を広げる若年層の拡大を図り、IT人材の層を厚くし、IT関連産業の集積等により活力豊かな地域経済の実現を目指す。	1131 1132	・講座修了者に対する初級システムアドミニストレーター試験の一部免除 ・講座修了者に対する基本情報技術者試験の一部免除	